

総社市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第6号

総社市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

総社市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（令和元年総社市条例第37号。以下「改正条例」という。）の一部を次のように改正する。

改正条例の改正後の欄中別表を次のように改める。

別表（第2条関係）  
占用料金額表

占有物件			単 位	占用料		
電柱、電線、 変圧塔、公衆 電話所、広告 塔その他こ れらに類す る工作物	電柱	第1種電柱	1本につき1年	420円		
		第2種電柱		650円		
		第3種電柱		880円		
	電話柱	第1種電話柱		380円		
		第2種電話柱		610円		
		第3種電話柱		830円		
	その他の柱類				38円	
	共架電線その他上空に設ける線類			長さ1mにつき	4円	
	地下電線その他地下に設ける線類			1年	2円	
	路上に設ける変圧器			1個につき1年	370円	
	地下に設ける変圧器			占有面積1m <sup>2</sup> に つき1年	230円	
	変圧塔その他これらに類するもの及び公衆電話所			1個につき1年	760円	
	郵便差出箱			1個につき1年	320円	
広告塔			表示面積1m <sup>2</sup> に つき1年	960円		
その他のもの			占有面積1m <sup>2</sup> に つき1年	760円		
地下埋設物	水管、下 水道管、 ガス管、 地下電線 その他こ れらに類 する物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき 1年	16円		
		外径が0.07m以上0.1m未満のもの		23円		
		外径が0.1m以上0.15m未満のもの		34円		
		外径が0.15m以上0.2m未満のもの		45円		
		外径が0.2m以上0.3m未満のもの		68円		
		外径が0.3m以上0.4m未満のもの		91円		
		外径が0.4m以上0.7m未満のもの		160円		
		外径が0.7m以上1m未満のもの		230円		
外径が1m以上のもの				450円		
鉄道、軌道、歩廊、日よけ、雨よけその他これらに類する施設			占有面積1m <sup>2</sup> に つき1年	760円		
通路その他 これらに類 する施設	上空に設ける通路		占有面積1m <sup>2</sup> に つき1年	480円		
	地下に設ける通路			290円		
	その他のもの			760円		
露店、商品置 場その他こ れらに類す る施設	一時的に設けるもの		占有面積1m <sup>2</sup> に つき1日	10円		
	その他のもの		占有面積1m <sup>2</sup> に つき1月	96円		

看板, 標識, 旗ざお, 幕及 びアーチ	看板 (ア ーチであ るものを 除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1m <sup>2</sup> に つき1月	<u>96円</u>
		その他のもの	表示面積1m <sup>2</sup> に つき1年	<u>960円</u>
	標識		1本につき1年	<u>610円</u>
	旗ざお	一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>10円</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>96円</u>
	幕 (工事 用施設で あるもの を除く。)	一時的に設けるもの	その面積1m <sup>2</sup> に つき1日	<u>10円</u>
		その他のもの	その面積1m <sup>2</sup> に つき1月	<u>96円</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>960円</u>
		その他のもの		<u>480円</u>
	太陽光発電設備及び風力発電設備			占有面積1m <sup>2</sup> に つき1年
工事中板囲, 足場, 詰所その他の工事中施設及び土石, 竹木, 瓦 その他の工事中材料			占有面積1m <sup>2</sup> に つき1月	<u>96円</u>
耐火建築物, 工事中期間中の仮設店舗その他の仮設建築物				<u>76円</u>

備考 略

附 則

この条例は, 令和2年4月1日から施行する。